



Q & A

Q.未就学児を申請書に記載する必要がありますか。



A.いいえ、記入する必要はありません。小学生以上のお子
さんを記入してください。



Q.第1子は、結婚して名字も変わり市外に住んで世
帯を別にしてはいますが、申請できますか。



A.はい、申請できます。

申請する保護者と第3子以降の子が富津市に住民登録されていれば、第1子、第2子が市外に住んでいても申請できます。保険証の写しの他に、子であることを確認できる書類(戸籍謄本等)を添付して申請してください。





Q.昨年度申請して、減免の決定がされていますが、
毎年申請書の提出は必要ですか。



A.提出する必要はありません。

前年度に学校給食費の免除が決定された児童・生徒は、免除の開始日
から小・中学校在学中の期間は、免除が継続されます。

在学中に、申請したときに記載した内容に変更が生じたときは、減免
状況変更届を提出してください。



その他気になる点がありましたら、富津市役所学校教育課
給食係までお問い合わせください

